

水戸市緑の基本計画の一部改正について

1 改正の趣旨

本市では、緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、平成29年3月に水戸市緑の基本計画（計画期間：平成29年度～平成35年度）を策定し、計画に基づいた緑地の保全と緑化の推進に取り組んでいるところです。

そのような中、平成29年6月15日付けで「都市緑地法等の一部を改正する法律」及び「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が施行されました。この改正等により、民間の活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全・活用を効果的に推進できるよう、「市民緑地設置管理計画の認定」と「公募対象公園施設の公募設置管理」が創設されました。

限りある財源の中で、緑の保全や緑化を推進するとともに、公園・緑地の魅力向上を図るためには、民間の既存ストックや活力を生かすことが有効です。そのため、上記制度を活用し、緑の基本計画の更なる推進を図るため、計画の一部を改正するものです。

2 改正の内容

（1）市民緑地設置管理計画の認定制度

①制度の概要

使い道が失われた民有の空き地等を活用し、NPO法人や企業等の民間が公開緑地の設置管理を行う制度で、自治体の財源負担がなく公園的空間の整備や管理運営が可能となります。

②活用の方針

本市では、緑豊かで快適なまちづくりのため、市民の意欲を高めつつ、様々な支援策や協働事業を展開した緑化を推進しています。

本制度を導入することにより、近年、増加傾向にある民間の未利用地を有効活用しながら、市民が気軽に利用可能な公園的空間整備を推進できるため、緑の基本計画を改正し、本制度を位置付けるものです。

なお、制度の活用にあたっては、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において緑化重点区域を定める必要があります。本市においては、自然環境と共生できる緑豊かな市街地を形成し、良好な都市環境の創出を目指していることから、市街化区域の全域を緑化重点地区とします。

（2）公募対象公園施設の公募設置管理制度（Park-PFI）等

①制度の概要

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施

設の整備・改修等を一体的に行うものを、公募により選定する制度です。

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しながら、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

②活用の方針

本市では、偕楽園公園や千波公園等の大規模で特色ある公園について、「地域拠点となる公園」として、特色を生かしながら整備を進めています。

本制度の活用により、民間のノウハウを生かした観光拠点としての質の向上が図られるとともに、市の財政負担の軽減等の効果が期待できることから、水戸市緑の基本計画を改正し、公募施設設置管理制度（P-PFI）等民間活力の導入について積極的に検討することを位置付けることとします。